

景観遺産の登録について

1 制度の概要

本制度は令和4年の景観条例改正により創設され、地域特有の景観や日常に隠れた何気ない景観を「景観遺産」として、所有者の同意を得て登録している。

身近な景観の意義や魅力を県民に広く周知することで、ふるさと意識を啓発し、地域の活性化に繋げることを目的とする。

なお、登録された景観遺産に大幅な変更等がある場合は、所有者が県に届出を行う必要があり、県は必要に応じて指導又は助言を行う場合がある。

また、景観遺産の維持管理の相談や住民団体等による景観遺産の活用等については、(公財)兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成支援事業による支援を受けることができる。

2 これまでの登録状況

制度創設した令和4年度に2件を登録している。

登録番号	登録名称	所在地
1	織物産業を象徴するノコギリ屋根	西脇市、加東市、多可町
2	“和牛の聖地”～純血種「但馬牛」のルーツ～	香美町

3 登録の考え方

主に以下のような建造物（建造物群）・樹木（樹木の集団）・土地の区域を景観遺産として登録する。

【景観形成等基本方針に示された登録要件】

登録の対象
【地域との関係性】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活・歴史・文化・生業（産業）と深いつながりを有するもの ・風土（気候・地勢など）の影響を受けて形成されたもの ・地域の人々の暮らしや行事に欠かせないもの ・身近な景観の構成要素として、地域の人々から親しまれているもの ・住民団体等による景観づくりの持続的な取組と関連があるもの
【独自性】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域特有の構法や意匠形態を有するもの ・地域特有の植物の群生など
【希少性】 <ul style="list-style-type: none"> ・同じ特徴を持つ他の建造物等が失われ、希少価値を有するもの ・特徴的な外観や意匠形態を有するもの

4 景観遺産の登録（案）

登録名称 北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」

登録理由 地域の歴史及び文化と深いつながりを有し、住民団体等による景観づくりの持続的な取組と関連があり、同じ特徴を持つ他の建造物等が失われて希少価値を持つ、地域の景観の形成に寄与する建造物等であるため

景観遺産を構成する建造物等

登録番号	名称	所在地
3-1	旧豊岡町役場庁舎	豊岡市中央町
3-2	旧兵庫縣農工銀行豊岡支店	豊岡市中央町
3-3	佐藤家及び西村家住宅	豊岡市中央町
3-4	旧 5 軒長屋	豊岡市中央町
3-5	11 軒長屋	豊岡市中央町
3-6	鈴木家住宅	豊岡市中央町
3-7	河見家住宅	豊岡市中央町
3-8	旧豊岡貯蓄銀行	豊岡市元町
3-9	旧豊岡公設市場	豊岡市千代田町